参考様式第１（施行規則第２条第２項第２号及び第３号関係）

年　　月　　日

動物愛護管理法第12条第１項第１号から第７号の2までに該当しないことを示す書類

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

　□　申請者

　□　当該法人の役員

　□　法第３条６項に規定する使用人※1

　□　動物取扱責任者

|  |
| --- |
| 事項 |
| １ 　精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者３ 　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第19条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から５年を経過しない者４ 　法第10条第１項の登録を受けた者で法人であるものが法第19条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から５年を経過しないもの５ 　法第19条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者５の２　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者６ 　法の規定、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第２号（同法第９条第５項において準用する同法第７条に係る部分に限る。）若しくは第３号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第69条の7第1項第４号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第５号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第70条第1項第３６号（同法第48条第３項又は第52条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸入又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第72条第1項第３号（同法第69条の7第1項第４号及び第５号に係る部分に限る。）若しくは第５号（同法第70条第1項第３６号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第27条第１号若しくは第２号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律（平成4年法律第７５号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第８８号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第７８号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者７ 　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第７７号）第2条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者７の２　　第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令※2で定める者 |

備　考

この書類の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※1および2　　裏面参照

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第１号）（抜粋）

※1　第3条

６　　法第12条第1項第８号及び第９号の環境省令で定める使用人は、法第10条第1項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であって、同条第2項第２号の事業所の業務を統括する者とする。

※2　第3条

５　法第12条第1項第７号の２の環境省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　1　 法第19条第1項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第８８号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第16条第1項第４号又は第５号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から5年を経過しないもの

　　　　２　前号の期間内に法第16条第1項第２号、第４号又は第５号の規定による届出をした法人（合併解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前30日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から5年を経過しないもの